

田原本町にお住まいで町内の保育所利用の保護者の皆さまへ

## 延長保育料助成手続きについて

2019年10月から国により実施されている幼児教育・保育の無償化に合わせて町独自に、延長保育料の一部助成事業を実施しています。

この事業は、仕事等でやむを得ず発生した延長保育料の最初の30分（18時から18時30分）の延長保育料を助成する事業で、保護者の経済的、精神的負担の軽減を目的としています。

◆対象：町内の認可保育所、小規模保育所を利用の保護者

◆内容：仕事等でやむを得ず発生した延長保育に要する最初の30分の保育料を助成するもの  
助成分（18時～18時30分）1回あたり、300円上限

◆請求：助成を受けるためには下記のとおり手続きが必要です。

①提出書類

- ・延長保育料助成申請書（ホームページよりダウンロード可）
- ・延長保育料にかかる領収書、もしくは延長料の支払い状況が確認できるもの

②提出先

田原本町こども未来課 こども支援係

③提出時期

延長保育料請求対象期間	請求締切日
令和〇年3月分～令和2年8月分	令和〇年10月15日まで
令和〇年9月分～令和3年2月分	令和〇年3月31日まで

※手続きが遅れると、支払いが遅れます。

※半年に1回の請求・お支払いとします。なお、請求手続きは翌年度末を過ぎるとできません。

【問い合わせ先】

田原本町こども未来課 こども支援係

TEL：0744-33-9036 FAX：0744-32-2977